農業振興地域制度について

根拠法：農業振興地域の整備に関する法律

目　的：農業を振興すべき地域・区域の指定と当該地域のための施策の計画的な推進を図り、農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用に寄与する。

制度体系

農林水産省「農用地等の確保等に関する基本指針」

↓

都道府県「農業振興地域整備基本方針」

※農業振興地域を県が指定

富士見市は市街化調整区域全域

↓

市町村「農業振興地域整備計画」

※農用地区域を市町村が指定

農業振興地域：農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から、長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域

農用地区域（青地）：農業上の利用を図るべき土地として指定した区域<u>[原則転用禁止]</u>

※農用地区域は農業振興地域内に定められています。

○農業振興地域整備計画の構成

農業振興地域整備計画

- 農用地利用計画　※農用地区域のリスト含む（別記）
- 農業生産基盤の整備開発計画
- 農用地等の保全計画
- 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- 農業近代化施設の整備計画
- 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備計画
- 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- 生活環境施設の整備計画

○富士見市の農業振興地域及び農用地区域について

<u>市面積</u>：1,977ha

└<u>農業振興地域</u>：1,128ha（57%）

　└<u>農用地区域</u>：356.34ha（32%）

※地域・区域の位置については別添「土地利用計画図」参照

○農用地区域からの除外について

市が行う道路の設置など、公共性が特に高いとされている事業につきましては農用地区域からの除外が認められております。

また、民間の事業であっても、次の法定要件全てに該当する場合であれば、例外的に農用地区域からの除外が認められており、市は農業振興地域整備計画を変更することができます。

※下記法定要件は、法第１３条第２項各号に規定されています。

1. 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
2. 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
3. 農業上の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼすおそれがないこと
4. 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
5. 農業用施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
6. 農業生産基盤整備事業（土地改良事業等）完了後８年を経過している土地であること

○富士見市農業振興地域整備促進協議会の役割

富士見市農業振興地域整備促進協議会条例（抜粋）

第２条　協議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、市長に答申する。

⑴　**農業振興地域整備計画の策定及び変更に関すること。**

⑵　農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関すること。

⑶　その他農業の振興に関し必要と認める事項

※民間の事業者等から農業振興地域整備計画変更申出書の提出（例年 6、12 月のみ受付）があった場合、申出の内容について、皆様にご審議いただいています。